

徳島市上下水道局総合評価委員設置要綱

第1条 徳島市上下水道局において行う総合評価について必要な事項は、法令、条例及びこの要綱に定めるもののほか、徳島市総合評価委員設置要綱を準用する。

第2条 要綱第3条及び第8条「市長」を「徳島市上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

第3条 要綱第6条「土木政策課」及び要綱第7条第2項「土木部土木政策課」を「水道局総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。